

シナジーNICOS カード会員特約（'17.4.1 改定）

第 1 条（本特約）

(1) 本特約は、第 2 条 (1) に定めるクレジットカード（以下本特約において「本カード」といいます。）の会員に対し「NICOS カード会員規約」（以下「会員規約」といいます。）と合わせて適用されるものとし、本特約と会員規約が抵触する場合は、本特約が優先し適用されるものとします。

(2) 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き会員規約上の定義によるものとします。

(3) 本特約が変更され、変更内容を通知した後または新特約を送付した後に会員が本カードを利用したときは、会員は当該変更事項または新特約を承認したものとみなします。

第 2 条（本カードの名称と入会方法）

(1) 本カードは三菱 UFJ ニコス株式会社（以下「当社」といいます。）と JXTG エネルギー株式会社（以下「甲」といいます。）との提携にもとづき、当社が発行する次のクレジットカードをいいます。

A.シナジーNICOS VISA カード

B.シナジーNICOS Master Card

(2) 入会申込者は、本特約および会員規約（以下これらを総称し「本規約等」といいます。）を承認のうえ、甲を通じて当社に入会を申込みものとします。

(3) 当社が本カードの本人会員または家族会員として入会を認めた方を会員といいます。

第 3 条（特典およびサービスの利用）

(1) 会員は、当社が提供する特典およびサービスを受ける場合、当社所定の方法でその提供を受けるものとします。

(2) 会員は、甲が提供する特典およびサービスを受ける場合、甲所定の方法でその提供を受けるものとします。

第 4 条（甲の指定する店舗でのカードショッピングの支払金の支払方法）

* 甲の指定する店舗の詳細については、甲のホームページ等にてご確認ください。

(1) カードショッピングの支払金の支払方法

甲の指定する店舗での利用の場合は、1回払い、2回払い、分割払い、ボーナス1回払い、リボルビング払いのうちからの指定（ただし、商品・権利・サービスによっては支払方法のうち、一部が指定できない場合があります。）となります。

(2) 締切日・支払日

甲の指定する店舗でのカードショッピングの利用代金は、毎月末日に締切り、翌月から毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にカードショッピングの支払金をお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）からお支払いいただくことがあります。

(3) リボルビング払いを指定した場合の締切日・手数料率

甲の指定する店舗でリボルビング払をご利用の場合の手数料は、毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）のお支払後の日々のカードショッピングのリボルビング利用残高に対し、手数料率（実質年率）15.00%を乗じ、毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）の翌日から翌月の27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）までの期間の年365日とする日割計算により算出した額（1円未満の端数は切捨て）とします。なお、初回手数料は、締切日（末日）のリボルビング利用残高に対する翌月6日から27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）までの計算期間となります。

(4) 支払方法の変更

甲の指定する店舗におけるカードショッピング利用代金の支払方法を会員規約第24条(1)D.にもとづき変更する場合、支払金額については会員規約に定める締切日、分割払いの支払回数、分割払手数料（率）、リボルビング払手数料（率）、据置1回払いの手数料を適用して当該変更にかかる再計算をします。ただし、当該利用代金について「シナジーNICOSカード会員規定」にもとづきカードショッピング支払金請求時の割引が適用される利用代金については当該割引後の利用代金額を対象として計算します。

第5条（「楽 Pay」特約会員が甲の指定する店舗で利用した場合の手数料の計算方法）

会員規約の「楽 Pay」特約条項に定める特約会員が甲の指定する店舗でご利用の場合の本サービス（楽 Pay）利用の手数料は、毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）のお支払後の日々の本サービス利用残高に対し、実質年率15.00%を乗じ、毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）の翌日から翌月の27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）までの期間の年365日とする日割計算により算出した額（1円未満の端数は切捨て）とします。ただし、本サービス（楽 Pay）利用にかかるカードショッピングの利用日から起算して最初に到来する締切日（末日）後の27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）までの期間は手数料計算の対象としません。

【年会費無料サービス】

■ご入会初年度の本カードの年会費(家族カード年会費を含みます。以下は同じ)は無料とします。

■翌年度の本カードの年会費は、当年度のカードショッピング利用代金(カードキャッシング利用分を除きます。)合計額が259,200円以上(ただし、ご入会初年度のみ237,600円以上)の場合無料とし、以降も同様とします。

●カードショッピング利用代金の算定は、入会月の翌月以降1年間(当年度)の請求書に各々表示されたカードショッピング支払額の合計額によります。

●当年度のカードショッピング利用代金合計額が259,200円(ただし、ご入会初年度のみ237,600円)に満たない場合、翌年度の本カードの年会費はお支払いいただきます。

シナジーNICOSカード「個人情報の取扱いに関する特約」**第1条（本特約の適用）**

本特約は、「個人情報の取扱いに関する同意条項」と合わせて適用されるものとし、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第2条（個人情報の取得・保有・利用・提供）

(1) 会員等は、三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」といいます。）が取得した以下各号の情報（以下「個人情報」といいます。）を保護措置を講じたうえで下記の提携先（以下「提携先」といいます。）に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

A.入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに提出した書面等に記載された氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人を特定するための情報（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ）。

B.入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果（ただし、与信判断の理由は除きます。）等、本契約の内容に関する情報。

C.本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。

提携先名称 : JXTG エネルギー株式会社

住 所 : 〒100-8162 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

電話番号 : 045-607-0119 (エッソ・モービル・ゼネラルカードセンター)

受付時間 : 平日 9 : 00~18 : 00 / 土日祝・年末年始休業

利用目的 : JXTG エネルギー株式会社が承認したすべてのエッソ系列、モービル系列およびゼネラル系列のガソリンスタンド事業、およびその関連事業における

(ア) 商品・特典・サービスの提供。

(イ) 新商品・新機能・新サービスの開発のための市場調査・分析。

(ウ) シナジーNICOS カードの特典・サービスの会員に対する提供ならびに管理等、販売システムの運営・管理。

(エ) 宣伝物・印刷物の送付等の営業案内。

(2) 会員等は、会員等がカード入会申込みをしたシナジーNICOS カード会員規定に定める加盟店に対し、JXTG エネルギー株式会社が第 2 条 (1) A. のうち契約者の氏名、生年月日、住所、電話番号、B. のうち契約日の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し、当該加盟店が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

利用目的 : ガソリンスタンド事業、その関連事業および加盟店の取扱う商品・特典・サービスの提供、宣伝物・印刷物等の送付等の営業案内および市場分析。

個人情報に関するお問合せは、下記エッソ・モービル・ゼネラルカードセンターにご連絡ください。

お問合わせ先	所在地	電話番号
エッソ・モービル・ゼネラルカードセンター	〒244-0813 神奈川県横浜市戸塚区舞岡町644-12	045-607-0119

第 3 条 (利用中止の申出)

会員等が、前条の利用目的に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、三菱 UFJ ニコスまたは提携先に中止を申出た場合、三菱 UFJ ニコスおよび提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、三菱 UFJ ニコスもしくは提携先にご連絡ください。

第 4 条 (個人情報の開示・訂正・削除)

(1) 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。

(2) 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

シナジーNICOSカード会員規定

第1条（本規定の目的）

本規定は、JXTG エネルギー株式会社（以下「当社」といいます。）と三菱 UFJ ニコス株式会社（以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。）より発行するシナジーNICOSカード（以下「カード」といいます。）の個人会員（以下「会員」といいます。）に対して、当社および三菱 UFJ ニコスが共同して提供するシナジーカードプログラムに関し、その内容、利用者、利用方法および遵守事項等を定めたものです。

第2条（シナジーカードプログラム）

(1) 本規定においてカードとは、当社の顧客ならびに当社の系列特約店の顧客が、カード発券店の給油所がエッソ系列かモービル系列かゼネラル系列かを問わず、当社を含む全国の JXTG エネルギー株式会社系列給油所のうち本規定に定める条項に従い登録を行い、当社がこれを承認したすべてのエッソ系列、モービル系列およびゼネラル系列の給油所において、本規定に定める所定の商品購入およびサービス利用時の信用販売の便宜の提供を受けられることを目的として発行されるカードをいいます。

(2) カードは、当社および三菱 UFJ ニコス所定の意匠および商標等の標章を記載したクレジットカードであり、カードは、当社と三菱 UFJ ニコスが別途締結した契約に基づき、当社、当社の系列特約店、またはその管轄下にある三者特約店および三者販売店の顧客に対して、三菱 UFJ ニコスの判定基準に従い三菱 UFJ ニコスから発行されます。

(3) シナジーカードプログラム（以下「プログラム」といいます。）とは、カードにより、会員に対して、全国の当社の加盟店が運営する取扱給油所での商品購入およびサービス利用時の利便性を提供することを目的としたカードシステムのことをいいます。

第3条（加盟店と取扱給油所）

(1) 加盟店とは、当社が承認した当社系列の特約店、またはその管轄下にある三者特約店ならびに三者販売店であって、当社がカードの取扱いを許諾したものをいいます。

(2) 取扱給油所とは、前項の加盟店の運営にかかる当社のエッソ系列、モービル系列およびゼネラル系列の給油所をいいます。取扱給油所は、店頭にて、当該カードが利用できる旨の掲示を行うものとし、会員は、当社の系列を問わず信用販売の便宜を受けられるものとします。

当社は、取扱給油所におけるカードの取扱い中止を中止の1カ月前までに該当取扱給油所店頭で告知することにより、いつでもカードの取扱いを中止することができます。

第4条（発券店）

(1) 第4条に規定する加盟店は、当社の別途指示する方法で、顧客のカード申込みを勧誘します。勧誘により、本規定を承諾のうえカード申込をした顧客のうち、顧客が第6条の会員となった場合顧客の申込みを受けた加盟店が、発券店となります。

(2) 発券店が加盟店登録を脱退した場合には、当社は、当社の指定する他の加盟店を当該カードの発券店とすることができます。

第5条（会員）

(1) プログラムに入会しようとする顧客は、本規定および別途三菱UFJニコスの定めるNICOSカード会員規約を承認のうえ入会を申込み、三菱UFJニコスが適格と認めた顧客を本人会員（以下「本会員」といいます。）とし、三菱UFJニコスがカードを貸与します。申込みを行った顧客は、三菱UFJニコスが行う顧客の入会資格審査結果に異議を申し述べません。

(2) 前項により、入会を承認された本会員が債務の支払その他当社および三菱UFJニコスとの契約に関する一切の責任を引き受けることを承認した家族で本規定を承認のうえ申込み、三菱UFJニコスが入会を認めた方を家族会員といたします。

(3) 会員とは、本会員と家族会員をいいます。

(4) 当社、三菱UFJニコスおよび会員との契約は、会員の入会が承認されたときに成立します。

第6条（カードの利用）

(1) 会員は、取扱給油所においてカードを提示し、所定の売上票に署名することにより、ハイオクガソリン、レギュラーガソリン、軽油および指定された油外商品の購入により加盟店に対して発生し負担する債務を、プログラムを通じて支払うことができます。なお当社と三菱UFJニコスが協議して指定する給油所においては所定の売上票への署名を省略することができるものとします。ただし、次の商品については、会員はプログラムを通じて購入することはできません。

(ア) 金・銀・白金などの地金類や宝石類

(イ) 切手・印紙などの専売品類

(ウ) 全国共通で使用可能な商品券、ギフトカードなどの換金性のある商品

(エ) その他の当社で指定した商品

(2) 取扱給油所において会員がカード使用 1 回につき受けることができる信用販売の限度額は 15,000 円（税込）以内とします。会員が当該信用販売限度額を超えて信用販売を受けようとする場合は、その都度、加盟店による三菱 UFJ ニコスの承認を得る（売上票の所定欄にその承認番号を記入する。）ものとします。ただし、一部の加盟店では上記信用販売限度額を下回る場合があります。

(3) 会員の信用販売限度額を合計した会員一件あたりの月間信用販売限度額は、当社と三菱 UFJ ニコスが別途定める金額とします。ただし、三菱 UFJ ニコスが特別に認めた場合については、この限りではありません。

(4) 当社、三菱 UFJ ニコスまたは加盟店は、会員のカード利用が本規定に違反するか、違反するおそれがある場合等には、会員のカードの利用を断ることができるものとします。

(5) 当社、三菱 UFJ ニコスまたは加盟店は、地震等の自然災害や通信会社の局地的な通信障害、当社システムの停止等により会員のカードの利用を断ることができるものとします。

第 7 条（指定商品の値引き）

(1) 当社の提供する特典として、会員が加盟店でカードを利用してハイオクガソリン、レギュラーガソリン、軽油（以下「指定商品」といいます。）を購入した場合に、指定商品の値引き（以下「利用特典」といいます。）を受けられるものとします。

(2) 利用特典は、三菱 UFJ ニコスが会員へ送付するご利用代金請求書（以下、「請求書」といいます。）に記載された新規カードショッピング利用金額に応じ利用特典の権利が付与され、翌月の請求書に記載された指定商品に対し利用特典を適用します。なお、権利付与翌月の請求書内に指定商品の請求がない場合、付与された利用特典の権利は消滅するものとします。

請求書記載の 新規カードショッピング利用金額(税込)	翌月請求書記載の指定商品値引き ※1リットルあたりの適用値引き単価(税込)
70,000円以上	7円引き
50,000円～70,000円未満	5円引き
20,000円～50,000円未満	3円引き
10,000円～20,000円未満	2円引き
10,000円未満	1円引き

(3) 前項に定める新規カードショッピング利用金額には、年会費・キャッシング元本・手数料や利息等は含まれません。

(4) 会員がカードショッピングの利用に際して、2回払い、分割払い、リボルビング払いを指定したときは、当該利用代金の初回請求時に利用特典の権利が付与されるものとします。なお、1回払い、ボーナス払いを指定したときは、請求書に記載されたときに利用特典の権利が付与されるものとします。

(5) 値引きの適用にあたり、請求書に記載される指定商品の利用累計量が、当社が別途定める一定量を超える場合、その一定量を超える部分には、値引きの適用はございません。また、指定商品の購入毎の利用量で1リットルに満たない端数、もしくは値引き額で1円に満たない端数は切り捨てられるものとします。

(6) 会員は、加盟店によって値引きが適用されない場合があることを予め承認します。また、当社は一定の期間をおいた事前通知により、いつでもプログラムを終了もしくは中止、またはその内容を変更することがあります。

(7) カードショッピング利用の取消等により、カードショッピング利用金額の一部または全部が取消された場合、利用特典は当該取消された金額に応じて当社および三菱 UFJ ニコスが所定の方法により取消されるものとします。

(8) 三菱 UFJ ニコスへのカードショッピング売上票が到着する時期によっては会員へ請求する月にずれが生じ、かつ利用特典の権利の付与または利用特典の適用月にずれが生じる場合があります。

第8条 (会員資格の喪失)

(1) 当社は、会員が次の事項のいずれかに該当し、カード会員資格を有するものとして不適格であると判断した場合は、何らの通知を要せずにカード会員資格を喪失させることができます。

(ア) 会員が当社または加盟店の提供する特典およびサービスを受けるにあたり不正な行為を行った場合。

(イ) 会員が本規定、NICOS カード会員規約およびその他三菱 UFJ ニコスが別に定める会員規約および規定に違反した場合。

(2) 会員が当社会員資格または三菱 UFJ ニコス会員資格のいずれかを喪失した場合は、本規定による会員資格も喪失するものとします。

(3) 当社または三菱 UFJ ニコスがカードの返還を求めたときは、会員は返還を求められたカード全てを、直ちに三菱 UFJ ニコスに返還するものとします。

第 9 条 (合意管轄裁判所)

会員は、会員と当社との間に訴訟が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地または当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第 10 条 (準拠法)

会員と当社および加盟店との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第 11 条 (特典の終了、中止、変更)

当社または三菱 UFJ ニコスは、いつでも会員へ提供する特典を終了、中止または変更することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。この場合、当社または三菱 UFJ ニコスは、終了、中止、または変更する旨を、当社または三菱 UFJ ニコスのホームページ上にて告知するか、またはその旨を会員に通知するものとし、当該告知または通知にて指定する期日をもって、終了、中止または変更されるものとします。なお、終了、中止または変更により会員に生じた損害については、当社または三菱 UFJ ニコスは、一切の責任を負わないものとします。

第 12 条 (NICOS カード会員規約と本規定の関係)

(1) NICOS カード会員規約その他三菱 UFJ ニコスが別に定める会員規約等のあらゆる規約と本規定の内容が抵触する場合、本規定が優先されるものとします。

(2) 本規定に定めのない事項については、NICOS カード会員規約が適用されるものとします。